

## 鹿児島県の公文書館に求められる機能等に関する意見の取りまとめ（案）

### 1 意見聴取に当たって

鹿児島県では、令和3年12月に県議会が行った「公文書管理機能の充実・強化」に関する政策提言を踏まえ、令和5年3月に鹿児島県公文書等の管理に関する条例（以下「条例」という。）を制定しています。

令和6年4月から条例が施行され、保存期間が満了した公文書から特定歴史公文書として保存すべき文書の選別作業を実施していますが、今後、特定歴史公文書として保存すべき文書が一定量になると見込まれることを踏まえ、その利用等を積極的に推進する観点から公文書館の設置に向けて検討を進めることとしました。また、公文書館の設置に向けた検討を進めるに当たり、公文書館に持たせる機能等の参考とするため、令和6年度に本県の公文書館に求められる機能等について、鹿児島県公文書管理委員会（以下「委員会」という。）に意見聴取を実施することとしました。

本書は、委員会からいただいた意見を県が取りまとめたものであり、委員会における意見聴取は、以下の方法等により行っています。

#### (1) 意見の取扱い

県においては、令和7年度以降、設置場所や設置形態等を含め、公文書館の設置に向けた検討を進めることとしており、設置形態等を踏まえ、本県の公文書館に持たせる機能等を検討するに当たり、委員会の意見を参考とする。

なお、公文書館の設置に向けた検討に当たっては、既存施設の活用を優先して検討することとしている。

#### (2) 意見聴取の方法

意見聴取に当たっては、公文書館法（昭和62年12月15日法律第115号）に定める公文書館の設置目的を踏まえ、県が三つの主な論点を設定し、その論点ごとに意見聴取のための個別項目を定めた。

また、国立公文書館における取組等を参考に個別項目ごとの想定される施設機能等を例示し、委員会において理想的な機能等を含め、幅広く意見をいただき、その結果を県が取りまとめた。

#### <主な論点及び個別項目>

- 論点1** 公文書館での収集・保存に関すること
- ・ 公文書館で収集・保存する文書等の範囲
  - ・ 公文書館での受入及び利用準備の対応等
  - ・ 特定歴史公文書の管理・保存に関する対応等

- 論点2** 県民の利用に関すること
- ・ 特定歴史公文書の利用情報の公開及び利用の促進に向けた取組

- 論点3** 公文書館での調査研究に関すること
- ・ 公文書館での調査研究に関する方向性
  - ・ 専門職員の確保・育成

## 2 鹿児島県の公文書館に求められる機能等に関する意見

### (1) 公文書館での収集・保存に関すること

#### ① 公文書館で収集・保存する文書等の範囲

##### 【想定される施設機能等】

- ・ 公文書管理条例に規定する特定歴史公文書の保存
- ・ 個人等から寄贈又は寄託された文書等の保存
- ・ 行政資料及び古文書等の収集・保存

##### <意見>

- 鹿児島県では鹿児島県成立直後の状況を実証的に研究することが難しい状況にあるため、鹿児島県の活動履歴として、県が作成して発出し、相手方に残っている公文書等を中心に調査し、全国に散在している鹿児島県に関する公文書等を歴史資料として収集することが求められている。
- 全国に散在している鹿児島県に関する公文書等を歴史資料として収集することを公文書館の役割や取組の姿勢として持たせていくことができればよい。
- 「鹿児島県」という言葉には、組織体としての県、県域、県民など様々なものがイメージされるので、関係するものを歴史資料として収集するのであれば、対象を絞ったり、優先順位をつけるなど、今後、丁寧に検討すべきである。
- 鹿児島県に関する歴史資料を収集する場合は、個人や法人からも集められるように公文書館で収集する対象文書の周知を図ることが必要である。
- 歴史資料の収集の際にデジタル保存を前提とするのであれば、寄贈や寄託を受けることを必要条件としなくても可能である。
- 寄贈や寄託により受け入れた文書等であったり、県が収集した文書等を公文書管理条例の制度上、どのように位置付けるかということが重要な論点となる。特定歴史公文書と同様に扱うのであれば原則として永久保存し、利用請求の対象となるので、今後、検討していただきたい。
- 県のおも施設において、既に歴史資料を収集しているのであれば、その施設との役割分担や連携を考える必要があり、県全体として公文書館が担う役割を考えることが必要である。

- 同じことをしては互いに効率的でないため、県立図書館、歴史・美術センター黎明館、公文書館における機能のすみ分けを考えることが必要である。鹿児島県に関する歴史資料は集めた方がよいが、予算等の問題や、歴史資料と公文書に関するすみ分けも考えなければならない。
- 県内では市町村合併等により図書館がなくなり、資料等も失われている状況にあるため、公文書館が市町村等と連携を図り、資料等の所在確認ができた方がよい。

## ② 公文書館での受入及び利用準備の対応等

### 【想定される施設機能等】

- ・ 保存に必要な措置の実施
- ・ 利用制限事由に関する事前審査
- ・ 特定歴史公文書の修復
- ・ 特定歴史公文書の目録作成

### < 意見 >

- 保存に必要な措置として、ガスくん蒸以外にも様々な方法があり、保存に必要な設備を公文書館に整備しなくとも、専門業者に委託する方法もある。
- 歴史公文書の受入に当たって、保存に必要な措置のための予算不足を理由に断ることがないようにしていただきたい。
- 利用制限事由に関する事前審査は、簡便な方法による利用を進めていくためにも、できるだけ計画的に実施していくことが望ましい。
- 特定歴史公文書の修復は、軽微な処置以外、専門的な教育や訓練を受けた者による作業が必要となるので、自治体の場合は、外部への委託となる可能性が高い。また、修復以前に文書等の保存状態を把握する必要があるが、ため込んでしまうと日常的に把握していくことが難しくなるので、特定歴史公文書の受入時に概要調査の実施等により確認することが望ましい。
- 毎年度、保存期間が満了した公文書が実施機関から移管されるので、特定歴史公文書の目録については、積み残しが発生しないよう受け入れから1年以内に作成し、公表するという業務のリズムを作るようにすべきである。

### ③ 特定歴史公文書の管理・保存に関する対応等

#### 【想定される施設機能等】

- ・ 専門書庫の設置
- ・ 適切な書庫環境の整備及び防犯，防災対策
- ・ 複製物の作成及び公開
- ・ 電磁的記録の受入，保存，利用

#### <意見>

- 資料の保存環境を整えることを第一に考え，歴史公文書を受け入れるために十分な収蔵庫を備えることを重視していただきたい。
- 専門書庫の設置に関連して，県が公文書館の設置に向けた検討に当たり，既存施設の活用を優先するという考えは理解するが，災害リスクの低い地域に立地する施設を検討していただきたい。
- ビデオディスクなどの電磁的記録を長期に安定して保管していくためには，デジタルに変換する必要があるので，先に対応を考えておくことが必要である。
- 今後の文書はデジタルでの保存になっていくため，デジタルでの管理をどうするか早急に議論を始めなければならない。
- デジタル公文書の保存・活用について，他都道府県の範となるべく積極的な議論・検討を行うべきである。

## (2) 県民の利用に関すること

### ① 特定歴史公文書の利用情報の公開及び利用の促進に向けた取組

#### 【想定される施設機能等】

- ・ 特定歴史公文書に関する情報の発信  
〔 目録及びデジタル画像の公開，展示会等の開催，広報紙等による情報提供 等 〕
- ・ 県民等が利用しやすい利用方法等の提供  
〔 目録情報の検索ツールの整備，簡便な方法による利用提供，特定歴史公文書の貸出の実施，レファレンスの実施 〕

#### <意見>

- 県民に公文書館を理解してもらい，利用を促進していくためには，歴史を学ぶことに熱心な地域であるなど鹿児島県の特性を踏まえて検討することが必要である。

- 鹿児島県では多くの歴史資料を失った経験があるため、歴史資料を未来永劫的に保存する意味があることをきちんと伝えていくことが必要である。
- 同じことをしては互いに効率的でないため、県立図書館、歴史・美術センター黎明館、公文書館における機能のすみ分けを考えることが必要である。鹿児島県に関する歴史資料は集めた方がよいが、予算等の問題や、歴史資料と公文書に関するすみ分けも考えなければならない。【再掲】
- インターネット上に特定歴史公文書の目録情報やデータベースを掲載することは前提として、データベースは他施設のシステムと横断的に検索ができるよう連携されることが望ましい。
- レファレンスについては、県民が利用しやすい環境等を作っていくという観点で検討することが大事である。
- 自治体の公文書館は、地域の歴史館として認識されることが多く、レファレンスにおいて利用者の一定のニーズに合わせていくとなったときには、歴史や地域の歩みなども組織的に蓄積していくことが必要である。
- 公文書館のあるべき姿を考えたときに、特定歴史公文書の目録は、利用者自らが検索できるような仕組みにすることが望ましい。
- 公文書館を設置した段階では、簡便な方法により利用できる特定歴史公文書は少ないかもしれないが、利用請求の運用を続けることで対象となる文書が増えていくので、増えることを見越して制度設計しておくことが望ましい。
- 展示は、来館だけを考えるのではなく、利用者にとっての利便性を高めていくことが、公文書館の意義を理解していただくための有効な方法である。
- 鹿児島県が全国有数の離島県であることを踏まえると、インターネットを活用して利便性を確保することや、出張展示等を進めていくことが望ましい。

### (3) 公文書館での調査研究に関すること

#### ① 公文書館での調査研究に関する方向性

【想定される施設機能等】

- ・ 特定歴史公文書の保存及び利用に関する調査研究の実施

#### < 意見 >

- 鹿児島県が想定する調査研究を限定的に解釈すると、公文書館で保存対象となっているものだけの保存及び利用に関する調査研究を行うことになるので、基本的な枠組みの設定として、もう少し広がりを持って考えることが必要である。
- 公文書館に公文書の廃棄に関する助言機能を持たせるのであれば、それに関する調査研究も必要となり、市町村との文書管理に関する連携や支援の機能を持たせるのであれば、それに関する調査研究も必要となるので、鹿児島県において、公文書館をどのような機能を担う施設とするかによって、公文書館での調査研究が位置付けてくる。
- 調査研究は、公文書館がどのような機能を担うかを踏まえて検討することが第一であり、直近の5年間に何を重点的に調査研究するかは公文書館が設置された後での運用や運営の問題である。現在は制度設計について意見する段階だと考えるので、まずは公文書館の枠組みをきちんと考えることが前提として必要である。
- 最近ではアーカイブズ学が提唱されており、歴史公文書の保存に関する分野の調査研究についても対応できるような体制をとらなければならない。
- 鹿児島県がどのような県なのかを表す移行期から近代、現代までの公文書等に関する調査を一つの柱としていただきたい。調査の際には、デジタルの時代であるため、必ずしも原本を取得する必要はなく、画像等の利用を連携するなど多様な方法がある。
- 鹿児島県が確立されていく期間の公文書等がないので、鹿児島県の成立過程を研究テーマとして挙げていただきたい。

## ② 専門職員の確保・育成

### 【想定される施設機能等】

- ・ 調査研究を行う専門職員の設置及び育成

#### <意見>

- 公文書館における専門職員の配置は、公文書館法において当面の間は置かないことができるがあるが、配置することが本来の姿であるため、何らかの形で置くことが法の求めるところではないかと考える。
- 専門職員の配置は、公文書館法の制定時と現在の国立公文書館や地方公共団体の公文書館が担っているものが変わってきているので、ふさわしい形を考えていくことが必要である。
- 希望としては、専門職員を短期で異動させるのではなく、公文書館に専門の職員として採用していただきたい。
- レファレンス等は、人に依存する部分が必ずあるので、比較的長期に勤めていただくような仕組みが設けられるとよい。
- 専門性のある人材が継続的に必要な場合、県において地元の教育機関に人材育成のためのプログラム実施を依頼するなど、学習機会の確保に向けた取組が必要である。

## (4) その他（公文書館全般）

#### <意見>

- 県の予算が許すのであれば、公文書館を単独で設置し、専門のアーキビストを配置するのが望ましい。
- 福岡県のように市町村と一緒に公文書館を設置しているところがあるが、他の自治体を巻き込むと、議論がまとまらない傾向も見られるので、共同設置は難しいと考える。
- 福岡県のように公文書館を市町村と共同設置するまでいかなくとも、県の公文書館として歴史公文書を次の世代に引き継いでいくという大きなテーマのもと、市町村と連携した取組などにより公文書管理の機運を高めていくことが公文書館に求められる機能を検討する中での論点となる。

### 3 今後の検討に当たって

県における公文書館の設置に向けた検討に当たって、委員会からいただいた要望は以下のとおりです。

- 来年度以降、県においては、公文書館の設置場所及び設置形態等を検討されるが、既存施設の活用を優先する方針であることから、既存施設の状況によっては、委員会の意見を参考に反映できるものもあれば、反映できないもの、段階的に整備して対応するもの、他の施設との連携により実施するものなど、様々な対応が考えられる。
- 今後、県においては既存施設の活用を優先した設置場所や専門職員の確保・育成など様々な検討が必要であることは理解しているが、委員会としては、将来的に鹿児島県の特性を踏まえた理想的な機能を持つ公文書館の設置を目指し、取り組んでいくことが重要であると考えている。
- 既存施設の状況や施設形態等を踏まえ、県が公文書館の機能等を検討する際には、委員会の意見を参考に、段階的な整備や他施設との連携による実施、また、必要な人材の確保・育成などを十分に検討し、少しずつでも前進していけるよう取り組んでいただきたい。
- また、公文書館の設置までには相当の時間を要すると考えられるので、特定歴史公文書の保存や目録の作成を第一に取り組み、公文書館の設置までの間、県政情報センターを活用して、県民の利用が可能となるような体制づくりを優先していただきたい。
- あわせて、今後、社会的なデジタル化を踏まえ、公文書の形態と適切な形での保存、それに対応する取組を意識していただくことを委員会として要望したい。